

差別解消法、福祉事業者へ指針案

厚生労働省、障害の対応例盛り

厚生労働省は5日、2016年4月の障害者差別解消法施行に向け、福祉事業者向けの対応指針案を明らかにした。障害特性に応じた対応例や差別解消に役立つ参考ページを収めた点が特徴。同日、障害者団体を招いて行ったヒアリングでは評価する声が相次いだ。

指針案は「不当な差別的取り扱いの例」、「合理的配慮の例」を記述したほか、障害特性に応じた対応として「高次脳機能障害のAさんとの対話にメモを活用したら、行き違いを防ぐことができた」など24事例を紹介。コラムのような読み物になっている。

文体は「です・ます調」で、障害者に関する標識やコミュニケーション支援用絵記号など差別解消の参考になる資料も収めた。

川又竹男・障害保健福祉部企画課長は「対応指針は事業者を規制するものではない。研修などのテキストとして役立ててもらいたい」と話した。

医療関係事業者向けの対応指針案は、「不当な差別的取り扱い」に当たり得る例として「大人の患者

に対して幼児の言葉で接すること」、「煩わしそうな態度や患者を傷つけるような言葉を掛けること」などを挙げた。

これらに対し、障害者団体からは「良くできている。評価したい」、「画期的だ」、「他省庁もこれを参考にしてほしい」と称賛する声が相次いだ。

同日は、衛生事業者向けの対応指針案、社会保険労務士の事業者向けの対応指針案も提示。また、厚生労働省が所管する独立行政法人などの対応要領案も18種類作成し、明らかにした。

同法は、各省庁が法施行に向けて対応要領（行政職員対象）と事業分野ごとの対応指針（民間事業者対象）を策定することを規定。いずれも不当な差別的取り扱いや合理的配慮の具体例を盛り込むことになっている。

策定の際に、障害者の意見を反映させる措置を講じることも求められている。各省庁の対応要領、対応指針はパブリックコメントを経て年内に固まる。

（福祉新聞・第2728号 2015年8月24日）